

議案第 5 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第 3 中

1 箇所当たり 1, 1 7 3 円
1 台当たり 8 1 7 円
同 1, 8 4 1 円
同 2, 8 6 4 円
1 本当たり 1, 5 8 3 円
1 メートル当たり 1 1 7 円
同 1 4 0 円
同 3 5 1 円
同 7 0 3 円
1 平方メートル当たり 1, 1 7 3 円
1 本当たり 9 3 8 円
1 メートル当たり 1 4 0 円
同 3 5 1 円
同 7 0 3 円
1 箇所当たり 1, 1 7 3 円
同 4 6 9 円
1 平方メートル当たり 8 6 5 円 (地上露出部分)
同 3 5 1 円 (地下部分)

を

1 平方メートル当たり	586 円
同	987 円

1 箇所当たり	1,375 円
1 台当たり	956 円
同	2,154 円
同	3,351 円
1 本当たり	1,856 円
1 メートル当たり	137 円
同	165 円
同	412 円
同	825 円
1 平方メートル当たり	1,375 円
1 本当たり	1,100 円
1 メートル当たり	165 円
同	412 円
同	825 円
1 箇所当たり	1,375 円
同	550 円
1 平方メートル当たり (地上露出部分)	1,038 円
同 (地下部分)	412 円
同	687 円
同	1,184 円

に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可

を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公衆電話所等の使用料を改定する必要がある。

## 別表第3 改定資料

(改定後)

(現 行)

区 分		使用料の額 (月額)	使用料の額 (月額)
公衆電話所		1箇所当たり 1, 375円	1箇所当たり 1, 173円
自動販売機等	小型 (0.5平方メートル未満)	1台当たり 956円	1台当たり 817円
	中型 (0.5平方メートル以上1平方メートル未満)	同 2, 154円	同 1, 841円
	大型 (1平方メートル以上)	同 3, 351円	同 2, 864円
電柱等	本柱、支柱又は支線	1本当たり 1, 856円	1本当たり 1, 583円
電線		1メートル当たり 137円	1メートル当たり 117円
地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同 165円	同 140円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 412円	同 351円
	外径1メートル以上のもの	同 825円	同 703円
鉄塔		1平方メートル当たり 1, 375円	1平方メートル当たり 1, 173円
標識		1本当たり 1, 100円	1本当たり 938円
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル当たり 165円	1メートル当たり 140円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 412円	同 351円
	外径1メートル以上のもの	同 825円	同 703円
変圧塔、マンホールの種類		1箇所当たり 1, 375円	1箇所当たり 1, 173円
郵便差出箱又は信書便差出箱		同 550円	同 469円
地下の占用物件		1平方メートル当たり	1平方メートル当たり

	1,038円 (地上露出部分)	865円 (地上露出部分)
	同 412円 (地下部分)	同 351円 (地下部分)
高架の占用物件	同 687円	同 586円
天体、気象又は土地の観測施設	同 1,184円	同 987円